

平成 29 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）								
税 目	所得税								
要 望 の 内 容	<p>「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取扱う総合取引所の実現にも資する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。</li> <li>2 損益通算の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。</li> <li>3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。</li> </ol> <table border="1" data-bbox="874 790 1490 958"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲17,200 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（－ 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲17,200 百万円	（制度自体の減収額）	（－ 百万円）	（改正増減収額）	（－ 百万円）
平年度の減収見込額	▲17,200 百万円								
（制度自体の減収額）	（－ 百万円）								
（改正増減収額）	（－ 百万円）								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>個人投資家の市場参加を促すことを通じて、国民の長期的な資産形成が図られること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>金融商品間の損益通算の範囲については、平成 25 年度税制改正において、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ（平成 28 年 1 月より実施。）</p> <p>しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められておらず、上記政策目的が十分達成されていない。</p>								

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		政策の達成目標	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することにより、個人投資家の市場参加を促し、国民の長期的な資産形成が図られること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ。)
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	個人投資家が適用対象。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することにより、個人投資家の市場参加を促し、国民の長期的な資産形成が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を税制面で整備するための要望であり、予算その他の措置によっては実現することはできない。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	平成17年度からの継続要望。	